

Ⅳ 手 続 編

4 - 1 住宅使用料等のお支払い

住宅使用料等は、使用許可の日から起算してご請求します。

住宅使用料等のお支払いは、銀行等の金融機関による口座振替（自動払込）の利用をお願いします。ただし、納入通知書により支払うこともできます。

(1) 入居月の使用料等

納入通知書を東京都住宅供給公社から郵送しますので、銀行等の金融機関でお支払いください。

(2) 翌月以降の使用料等

ア 口座振替（自動払込）によるお支払い

(ア) 預金又は貯金口座の開設

金融機関に預金口座又は貯金口座（以下「預貯金口座」という。）のない方は、お住まいの団地やお勤め先の近くなど便利な金融機関を選んで預貯金口座を開設してください。

(イ) 口座振替の手続き

入居手続きの際にお渡しした「住宅使用料及び共益費（住宅政策本部）口座振替（自動払込）依頼書」に必要事項を記入し、金融機関の届出印を捺印して、預貯金口座のある金融機関に提出してください。その際に、本人保管用の交付を受けてください。

原則として、15日頃までに手続きをすると、その翌月から開始されます。

なお、名義人番号は「住宅使用許可書」に記載されています。

(ウ) 口座振替（自動払込）開始のお知らせ

手続きをされた方には、「住宅使用料等納入通知書兼口座振替案内書」により、口座振替（自動払込）を行う機関名及び口座番号等を、口座振替（自動払込）を開始する月の20日過ぎにお知らせします。

(エ) 口座振替（自動振込）日

住宅使用料等の納入期限である毎月末日に、みなさんの預貯金口座から自動的に支払われます（末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。）。

(オ) 納入状況通知書の発行

住宅使用料等を口座振替（自動払込）でお支払いの方で、前年のお支払状況についての証明が必要な場合は、東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 都営収納課に請求してください。

(カ) 使用承継、口座変更の場合など

- ・ 名義人の死亡等により口座を変更するときは、住宅使用承継許可を受けた後に「住宅使用料及び共益費（住宅政策本部）口座振替（自動払込）依頼書」を取扱金融機関に提出し、手続きをしてください。
- ・ 金融機関を変更するときは、あらためて「住宅使用料及び共益費（住宅政策本部）口座振替（自動払込）依頼書」を取扱金融機関に提出し、手続きをしてください。

イ 納入通知書によるお支払い

毎月20日頃に「納入通知書」を東京都住宅供給公社から郵送しますので、毎月末日までに金融機関でお支払いください。

(3) 日割使用料等のお支払い

月の途中で住宅を返還する場合の日割使用料等のお支払いについては、以下のとおりです。

ア 都営住宅等以外へ退去する場合

「住宅返還届」に基づいて日割計算を行います。「住宅返還届」は退去する14日前までに東京都住宅供給公社の窓口センターに提出してください。

住宅保証金のある方は、後日住宅保証金から充当します。（詳しくは49ページ参照）

住宅保証金のない方は、移転先に送付される「納入通知書」でお支払いください。

イ 住宅の建替等で別の都営住宅に移転する場合

移転先に送付される日割使用料等の「納入通知書」でお支払いください。口座振替（自動払込）の方は翌月から口座振替が再開されます。

(4) 滞納すると

住宅使用料等を滞納すると、最悪の場合、都営住宅等を明渡さなければなりません。そのようなことにならないよう、住宅使用料等は毎月きちんとお支払いください。

- 毎月の住宅使用料等を滞納すると、翌月に督促状を送付しますので、すみやかにお支払いください。
- 支払いが遅れると、催告書の送付、電話による催告、外勤職員の訪問により、滞納使用料等の支払いをお願いします。また、連絡先に連絡し、支払いについての協力を要請します。（連絡先の方へ住宅使用料等を請求することはありません。）
- 使用料等を3か月以上滞納すると、使用許可が取り消され、住宅の明渡しを求めて訴訟手続きをすることになりますので、十分ご注意ください。